

電子提供措置の開始日：2025年5月30日

第114回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

会社の体制及び方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

大王製紙株式会社

電子提供措置事項のうち、上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面から省略しております。

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

1) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム整備の基本方針を、取締役会で決議し、体制の整備を進めています。その概要は次のとおりです。

(1) 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役会は「取締役会規則」に基づき経営に係る重要事項に関し意思決定を行うほか、各取締役は自己の職務執行状況を適宜取締役会に報告するとともに、相互に職務執行状況を監視する。

②取締役会が定める「職務権限規程」、「稟議規程」等によって職位別の決裁権限と責任を明確にし、取締役及び従業員はこれらの適切な運用によって適正に職務を執行する。

③リスク管理、コンプライアンスを推進するための社内規程を整備し、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員長となるリスク・コンプライアンス担当取締役を任命する。

④リスク・コンプライアンス委員会はリスク・コンプライアンス担当取締役の指揮のもと、当社グループのコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備に係る方針・施策の決定並びに体制の監視・評価等を審議し、審議結果は必要に応じて取締役会に報告する。

⑤リスク・コンプライアンス委員会は、必要に応じて下部組織である小委員会を設置し、各小委員会はその取り組み状況についてリスク・コンプライアンス委員会に定期的に報告する。

⑥法令遵守及び倫理観に基づいた責任ある行動を実践する。

i 「大王グループ経営理念」とともに、経営理念を達成するための役職員の判断基準・取るべき行動や具体的な禁止事項等を「大王グループ行動規範」と「コンプライアンス規程」に定め、取締役及び従業員に対し継続的に教育・啓発する。また、社内規程を定期的に見直し、その内容を社内に周知・啓発する。

ii 当社常勤取締役の行動評価について、適宜「報酬委員会」が面談を行い、責任ある行動に向けたコンセンサスの醸成に努めている。

⑦当社グループでは内部通報制度として、外部弁護士を社外窓口、監査役室を社内窓口とする「大王グループ企業倫理ホットライン」を設置するとともに、倫理規律上の問題や法令違反等を見聞きした場合の通報義務、通報者のプライバシーへの配慮、不利益な取扱いからの保護等について運用規則に定め、全社に周知することで内部通報制度の利用促進を図る。

⑧子会社に対して、必要な規程の整備と社内周知とともに、法令遵守はもとより、高い倫理観を持って職務の遂行にあたることを求める。

⑨原則として、当社の役職員を子会社の非常勤取締役又は監査役として就任させ、子会社の代表取締役並びに業務執行取締役の職務執行状況を監視する。

⑩当社の役職員及び子会社の役員に対し、定期的にコンプライアンスに関する情報を発信し、コンプライアンス教育を実施する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行及び経営の意思決定に係る重要な情報・文書については、文書データを適切に管理するための社内規程を整備し、当該社内規程に従って適切に保存・管理する。取締役及び監査役は必要に応じ、これらの情報・文書を閲覧できる。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理を推進するための社内規程を整備し、リスク・コンプライアンス委員会において、当社グループの経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクを識別・評価するとともに、リスクの重要性に応じた適切な対応策を講じさせることにより、リスクの顕在化を未然に防止する。また、リスク・コンプライアンス委員会において重要なリスクへの対応方針、リスク対応の施策等について審議を行い、取締役会による決定を踏まえ、全社リスク管理体制を整備する。
- ②当社は、子会社に対して、子会社の経営に重大な影響を与えるリスクを識別・評価し、適切な対応を講じ、リスクの顕在化を未然に防止する体制を構築するよう指導・監督・支援を行う。
- ③自然災害、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある緊急事態が発生した場合の危機管理体制について定めた「危機管理規程」「大王グループBCM基本規程」を整備し、周知徹底する。
- ④万一、不測の緊急事態が発生した場合は、「危機管理規程」「大王グループBCM基本規程」に基づき、予想される当社グループへの影響度に応じた社内体制を速やかに整備し、損失を最小限に抑え、事業の継続・復旧を図るとともに、原因の究明及び再発防止策を講じる。
- ⑤当社グループは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、内部統制の効率的な整備・運用及び必要な是正を継続的に実施し、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を整備し、取締役の責任の範囲と職務権限を明確にし、部門間相互の役割分担及び連携を適切に行う。
- ②意思決定の迅速化、経営の効率化及び業務執行機能の強化を目的として、取締役会においては経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、経営陣で構成する経営会議において、取締役会から委譲された事項につき意思決定を行うことで、経営環境の変化に対応する。
- ③執行役員制度を導入し、経営の重要事項の意思決定及び業務執行の監督の機能を果たす取締役会と、業務の執行を行う執行役員の役割と責任を明確化することで、経営における果断で迅速な意思決定と機動的で強力な業務執行体制の実現を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役会議事録を、各子会社を管轄する当社の各部署の部門長及び関連事業部へ提出する。
- ②子会社を含む関係会社を適切に管理・監督・支援するための社内規程を整備し、当社の承認又は当社への報告が必要な事項を定める。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項、及び使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設けて使用人を配置し、監査役業務の補助を行う。使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を必要とする。

(7) 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の使用人は監査役専属とし、取締役からの指揮命令権から独立させる。

(8) 当社グループの取締役等から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社グループの取締役及び使用人は業務執行の状況、内部監査の結果、その他重要な事項について、定期的に監査役に報告するとともに、法令違反その他のコンプライアンス上の重要な事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループにおいて、監査役に報告をした者に、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払う。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持ち、監査に係る事項について意見交換を行うとともに、内部統制部門及び内部監査部門と緊密に連携し、効果的な監査業務を遂行する。

2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断するため、次の体制を整備しています。

- (1) 「コンプライアンス規程」等の社内規程において、反社会的行為への参加の禁止、及び反社会的勢力との関係断絶を規定し、社員への教育・啓発を継続する。
- (2) 反社会的勢力の排除を目的とする外部団体へ加盟し、反社会的勢力に関する情報を収集する。
- (3) 地元警察など関係各所との連携を深め、有事における協力体制を構築する。
- (4) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合は、総務部門が中心となって対応する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1) コンプライアンス

当社グループでは、「大王グループ経営理念」とともに、経営理念を達成するための役職員の判断基準・取るべき行動や具体的な禁止事項等を「大王グループ行動規範」と「コンプライアンス規程」に定め、グループ全社員に周知しています。

また、当社の役職員及び子会社の役員に対し、定期的にコンプライアンスに関する情報を発信し、コンプライアンス教育を実施しています。

内部通報制度については、監査役室及び外部弁護士を窓口とする「大王グループ企業倫理ホットライン」を設け、その運用規則に基づき通報受付事案の概要並びに対応状況についてリスク・コンプライアンス委員会に報告するとともに、通報者保護等適切に対応しています。

2) リスク管理

当社グループでは、原則として月1回リスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスクの網羅的な識別・評価、コンプライアンスに関する課題の抽出及びその対応策の立案・実施の決定・評価等を行っています。当社のリスク・コンプライアンス委員会では、その下部組織である各小委員会及び各部会で討議された内容を定期的に報告し、社外取締役も交えリスク管理強化を図っています。

また、事業継続に著しい影響を及ぼす恐れのある緊急事態の発生に備え、「危機管理規程」、「大王グループBCM基本規程」の整備を行い、不測の事態に対応できるようにしています。

3) 子会社の経営管理

当社は、「子会社管理規程」に当社の事前承認又は当社への報告が必要な事項を定めており、適時子会社から当社に対し、報告がなされています。子会社の取締役会議事録は当社にも提出され、各子会社を管轄する当社の各部署の部門長及び関連事業部がその内容を確認し、必要に応じて指導等を行っています。また、原則として、当社の役職員が子会社の非常勤取締役又は監査役に就任し、子会社の代表取締役並びに業務執行取締役の職務執行状況を監視しています。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき当社グループの業務監査を実施し、結果について代表取締役社長及び取締役会、監査役に報告しています。

4) 監査役監査

監査役は、取締役会、経営会議、予算会議等重要な会議に出席するとともに、当社グループの役職員から監査に必要な情報について随時報告を受け、必要に応じて意見を述べています。

また、監査役は工場・事業所・子会社等へ出向き、監査を行い、内部統制部門及び内部監査部門とは、毎月1回定例会を開催し、報告を受け、情報交換を行うとともに、会計監査人からは職務の遂行体制の整備・運用状況や監査計画、監査実施状況等の報告・説明を定期的に受け、連携を図っています。

監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、監査に係る事項等について意見・情報交換を行うとともに、取締役とはそれぞれ各部門の運営方針とその進捗等年2回職務の執行状況を個別に確認・意見交換し、監査役監査の実効性を確保しています。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合、それに応じるか否かは、株主の皆さまの判断に委ねられるものと考えており、経営権の異動を通じた企業活動の活性化等の意義を否定するものではありません。したがって、当社は買収防衛策を予め定めていません。

しかし、企業買収の提案等がなされ、それが当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、その提案に対して、当社として最も適切と考えられる措置をとることは、株主・投資家から負託された当然の責務と認識しています。そのため、当社は株式取引や株主の異動状況等を常に注視しており、実際に当社株式の大量取得を目的とした買付者が出現した場合には、社外の専門家を交えて買収提案の評価を行い、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、これに資さない場合には、個別の案件に応じた適切な対抗措置を講じていきます。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日残高	53,884	55,112	118,274	△3,277	223,994
会計方針の変更による累積的影響額			258		258
超インフレの調整額			△3,305		△3,305
当期首残高（調整後）	53,884	55,112	115,227	△3,277	220,947
当連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△2,682		△2,682
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△11,197		△11,197
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				71	71
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	△13,879	71	△13,807
2025年3月31日残高	53,884	55,112	101,348	△3,205	207,139

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2024年4月1日残高	6,749	△42	14,974	1,731	23,414	12,422	259,831
会計方針の変更による累積的影響額	△4				△4		254
超インフレの調整額							△3,305
当期首残高（調整後）	6,745	△42	14,974	1,731	23,410	12,422	256,780
当連結会計年度中の変動額							
剩 余 金 の 配 当							△2,682
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△11,197
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							71
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△1,048	120	5,899	1,199	6,170	570	6,740
当連結会計年度中の変動額合計	△1,048	120	5,899	1,199	6,170	570	△7,067
2025年3月31日残高	5,696	78	20,874	2,931	29,580	12,992	249,713

(注) 百万円未満を切り捨て表示しております。

連結注記表

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 32社

主要な連結子会社の名称

エリエールプロダクト株式会社

株式会社E B S

大王（南通）生活用品有限公司

サンテルS. A.

エリエール・インターナショナル・タイランドCo., LTD

PT. エリエール・インターナショナル・トレーディング・インドネシア

PT. エリエール・インターナショナル・マニュファクチャリング・インドネシア

エリエール・インターナショナル・ターキー・キセル・バクム・ウルンレリ・ウレティムA. S.（以下、「エリエール・インターナショナル・ターキーA. S.」という。）

フォレスター・アンチレLTDA.

（連結の範囲の変更に関する注記）

2024年4月1日付で、東京紙パルプインターナショナル株式会社は、株式会社E B Sに吸収合併され消滅しております。

主要な非連結子会社の名称

ダイオーエコワーク株式会社

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社

会社の名称（関連会社）

東京紙パルプ交易株式会社

持分法を適用していない主要な非連結子会社の名称

ダイオーエコワーク株式会社

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用しない非連結子会社は、合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大王（南通）生活用品有限公司、サンテルS. A.、エリエール・インターナショナル・タイランドCo., LTD、PT. エリエール・インターナショナル・トレーディング・インドネシア、PT. エリエール・インターナショナル・マニュファクチャリング・インドネシア、エリエール・インターナショナル・ベトナムCo., LTD.、エリエール・インターナショナル・ターキーA. S.、フォレスター・アンチレLTDA.の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4) 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブ

③ 傷卸資産

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

事業構造改善引当金 事業構造改革に伴い今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

株式給付引当金 役員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

当社グループは、紙・板紙製品及び家庭紙製品の製造販売を主な事業内容としており、このような製品販売につきましては、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート、インセンティヴ等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻りが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。また、これらの履行義務に対する対価は、顧客へ製品の引渡しを行った時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

また、一部の在外子会社については、金利通貨スワップについて公正価値ヘッジを、直物為替先渡取引（NDF）についてキャッシュフローへッジを採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 製品輸出による外貨建売上債権及び原材料輸入による外貨建買入債務

② ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

③ ヘッジ手段 金利通貨スワップ

ヘッジ対象 外貨建借入金

④ ヘッジ手段 直物為替先渡取引（NDF）

ヘッジ対象 外貨建買入債務

ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規則」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、ヘッジの有効性を評価することとしております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに検討し、20年以内で均等償却を行っております。

(9) その他の連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に5年）による定額法により費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

当該法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額をその他の包括利益累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書において「利益剰余金」の当期首残高が4百万円増加し、その他の包括利益累計額の「その他有価証券評価差額金」の当期首残高が同額減少しております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合に係る税効果の取扱いについて、当該子会社株式等を売却した企業の計算書類において、当該売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、従来、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額は修正しないこととしておりましたが、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を取り崩すこととしました。

当該連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、当連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。

この結果、当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書において「利益剰余金」の当期首残高が254百万円増加しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」に独立掲記しておりました「正味貨幣持高に関する利得」は、金額的重要性が低下したことに伴い当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「貸船料」（前連結会計年度：218百万円）は、金額的重要性が増したため当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において「特別利益」に独立掲記しておりました「国庫補助金」は、金額的重要性が低下したことに伴い当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産圧縮損」は、金額的重要性が低下したことに伴い当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(有形固定資産の評価)

当社グループは、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生成する最小単位であり、管理会計上も個別の事業計画を策定している単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。なお、遊休資産、賃貸資産及びその他の資産については、個別物件ごとにグルーピングを行っております。継続的な営業損益のマイナスや市場価格の著しい下落等、減損の兆候が認められる資産又は資産グループについては、回収可能価額の見積りを行います。資産又は資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としており、資産又は資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回ると判断した場合には、当該資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、使用価値の算定においては、入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断に基づいて、資産又は資産グループの将来キャッシュ・フロー、経済的残存使用年数、及び割引率等の見積りを行っております。

当連結会計年度に識別した固定資産の減損に関する重要な会計上の見積りは次のとおりです。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に計上した有形固定資産は408,708百万円であり、有形固定資産の減損金額は9,247百万円です。また、当該減損損失には、「13. 減損損失に関する注記」に記載のとおり、回収可能価額が譲渡価額等によって測定されているものも含まれており、それらには重要な見積り要素は含まれておりません。

ホーム＆パーソナルケア事業セグメントの中国事業において、固定資産の一部を譲渡する契約が締結されたことに伴い、資産のグルーピング及び事業計画が変更されたことから、同事業に係る固定資産（19,628百万円）についてIAS第36号「資産の減損」に基づく減損テストを実施しました。

減損テストにあたり、資産グループの回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方によって測定しております。このうち使用価値は、将来キャッシュ・フローの見積りの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローの見積りは、中国子会社の取締役会によって承認された事業計画を基礎としております。将来の事業計画には各製品カテゴリー別のシェアの見通し、販売数量・販売単価・利益率の見込み等について一定の仮定が含まれております。また、経済的残存使用年数及び割引率についても一定の仮定が含まれております。

判定の結果、中国事業の資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、減損損失2,694百万円を計上しました。

また、上記の主要な仮定は、算定時に入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断によって決定しており合理的であると考えておりますが、将来の市場及び経済状況の変化等の影響により販売数量・販売価格・利益率等で見直しが必要となった場合には、翌期以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

6. 追加情報

従業員株式交付制度の導入

(1) 取引の概要

当社は、取締役、執行役員及び管理職層の従業員を対象とした従業員株式交付制度を行っております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各制度対象者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各制度対象者に対して交付されるという株式交付制度信託です。

(2) 信託に残存する自社の株式

取締役向け株式交付信託及び従業員向け株式交付信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯する費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,574百万円及び868千株です。

7. 連結貸借対照表に関する注記

1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	1,637百万円
売掛金	102,404百万円
契約資産	－百万円

2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	9百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	306百万円
商品及び製品	792百万円
原材料及び貯蔵品	127百万円
建物及び構築物	273百万円
機械装置及び運搬具	3,396百万円
土地	469百万円
<hr/> 計	5,375百万円

(2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	3,474百万円
長期借入金（1年内返済予定含む）	101百万円
<hr/> 計	3,576百万円

3) 有形固定資産の減価償却累計額	1,050,177百万円
-------------------	--------------

4) 保証債務

連結会社以外の会社に対する金融機関等からの借入金に対し、次のとおり債務保証を行っております。

富士製紙協同組合	40百万円
----------	-------

5) 契約負債

契約負債については、「流動負債」の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「11. 収益認識に関する注記 3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

8. 連結損益計算書に関する注記

1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「11. 収益認識に関する注記 1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2) 事業構造改善費用

当社グループは、ホーム＆パーソナルケア事業における海外事業の構造改革を進めており、本構造改革に伴う費用及び損失を事業構造改善費用として特別損失に計上しております。その内訳は、中国事業の固定資産譲渡に係る減損損失4,013百万円、及びトルコの連結子会社エリエール・インターナショナル・ターキーA.S.（以下、「EITR」という。）の株式譲渡に係る損失見込額3,278百万円です。

なお、当該連結子会社株式譲渡の詳細は以下のとおりです。

(1) 謙渡先企業の名称

Evyap Hijyenik Ürünler Sanayi ve Ticaret A.Ş.社 (EITRの全株式の内70%)

Evyap Sabun Yağ Gliserin Sanayi ve Ticaret A.Ş.社 (EITRの全株式の内30%)

（注）両社は、当社と株式譲渡契約を締結したEvyap Holding A.Ş.のグループ会社です。

(2) 謙渡する事業の内容

当社グループのトルコ事業

(3) 謙渡の理由

当社は2024年度より開始した第5次中期事業計画において、営業キャッシュ・フロー創出力の強化を目指し、ホーム＆パーソナルケア事業における海外事業の構造改革を進めており、今後のトルコの事業展開を検討した結果、トルコ国内でパーソナルケア用品の製造販売を行うEvyapグループへEITR株式を譲渡することが、EITRにあっても事業継続と企業価値向上につながると判断いたしました。

(4) 謙渡予定日

2025年6月中旬（予定）

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度增加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)	摘要
発行済株式 普通株式	169,013	—	—	169,013	
合計	169,013	—	—	169,013	
自己株式 普通株式	2,644	0	47	2,597	(注)
合計	2,644	0	47	2,597	

（注）当社は、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」を導入しており、当連結会計年度末の自己株式数には当該信託口が保有する当社株式868千株が含まれております。

（自己株式の変動事由の概要）

増加数0千株は単元未満株式の買取によるものです。

減少数47千株は「株式交付信託」に係る信託への売却によるものです。

2) 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,508百万円	9.00円	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	1,173百万円	7.00円	2024年9月30日	2024年12月3日

- (注) 1. 2024年6月26日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口に対する配当金8百万円が含まれております。
2. 2024年11月14日開催の取締役会決議の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口に対する配当金6百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
以下のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,173百万円	利益剰余金	7.00円	2025年3月31日	2025年6月27日

- (注) 2025年6月26日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口に対する配当金6百万円が含まれております。

10. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入及び社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的にしたもので、変動金利の借入金は金利の変動リスクに、外貨建借入金は金利及び為替相場の変動リスクに、外貨建買入債務は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、そのうち一部は、デリバティブ取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払利息の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨建借入金に係る為替の変動リスク及び支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利通貨スワップ取引、外貨建売上債権及び外貨建買入債務の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約、並びに外貨建買入債務の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした直物為替先渡取引（NDF）です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4) 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品のリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、当社の内規である「与信管理要領」等に基づき、取引先の財務状況や信用状態等から与信限度額を設定し、取引ごとに回収期日や残高を管理することにより債権保全管理を行っております。取引先の信用状態については、興信所への信用調査依頼及び当社独自の調査等にて把握しており、一部の営業債権に対しては、取引信用保険の付保又はファクタリングの実施等の債権保全措置を適切に講じております。なお、連結子会社においても、当社の「与信管理要領」等に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社では、借入金に係る支払利息の金利変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を、外貨建借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクを抑制するために金利通貨スワップ取引を、外貨建買入債務に係る為替の変動リスクを抑制するために為替予約及び直物為替先渡取引（NDF）をそれぞれ利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、基本方針は取締役会等で決定され、取引の実行は当社の内規である「デリバティブ取引管理規則」に従って財務担当部門が行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当部門が月次で資金繰計画を作成する等の方法により、営業債務及び借入金等について支払期日に支払いが実行できなくなる流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社においても、当社と同様に月次で資金繰計画を作成すること等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 頓
① 投資有価証券（注2）	15,699	15,699	—
資産計	15,699	15,699	—
② 社債（1年内償還予定を含む）	35,000	34,545	△455
③ 長期借入金（1年内返済予定を含む）	380,871	373,727	△7,143
負債計	415,871	408,272	△7,598

(注) 1. 現金は記載を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパー、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 投資有価証券

市場価格のない株式等は、①投資有価証券に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	2,323
関係会社株式	3,359

3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	15,699	—	—	15,699
合 計	15,699	—	—	15,699

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	34,545	—	34,545
長期借入金（1年返済予定を含む）	—	373,727	—	373,727
合 計	—	408,272	—	408,272

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

11. 収益認識に関する注記

1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上収益は、主として一時点で顧客に支配が移転される財から生じる収益で構成されております。当社の報告セグメントにおける収益を顧客の所在地を基礎とした地域別に以下のとおり分解しております。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合 計
	紙・板紙	ホーム&パーソナルケア	計		
日本	325,092	204,287	529,379	15,353	544,733
東アジア	14,974	19,616	34,591	4,279	38,870
東南アジア	8,537	5,698	14,235	—	14,235
ブラジル	—	57,903	57,903	—	57,903
その他	2,561	7,682	10,244	2,701	12,945
顧客との契約から認識した収益	351,166	295,188	646,354	22,334	668,689
その他の契約から認識した収益（注2）	—	—	—	223	223
外部顧客への売上高	351,166	295,188	646,354	22,557	668,912

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材事業、造林事業、機械事業、物流事業、売電事業、ゴルフ場事業及び不動産賃貸事業等を含んでおります。

2. その他の契約から認識した収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入です。

2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4) 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	124, 424	115, 111
契約資産	—	—
契約負債	1, 028	1, 025

契約資産は、主として工事請負契約等について報告期間の末日時点での進捗度に基づき算定した履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものであり、対価に対する当社グループの権利が無条件な状態となった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、主に引渡時点で収益を認識する紙・板紙製品及び家庭紙製品の一部の顧客との販売契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は833百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客企業との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1) 1株当たり純資産額 | 1, 422円46銭 |
| 2) 1株当たり当期純損失 | 67円29銭 |

(注) 「株式交付信託」が保有する当社株式を、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、887千株です。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、868千株です。

13. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは主に以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（百万円）	連結損益計算書上の計上科目
中華人民共和国江蘇省南通市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具他	8,876	減損損失及び事業構造改善費用
栃木県さくら市他	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地他	370	減損損失

当社グループは、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生成する最小単位であり、管理会計上も個別の事業計画を策定している単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。なお、遊休資産、賃貸資産及びその他の資産については、個別物件ごとにグルーピングを行っております。

中華人民共和国江蘇省南通市の事業用資産については、生活者の購買動向や市場形態の変化への対応を進めてまいりましたが、同事業を取り巻く環境の著しい変化を踏まえ今後の事業計画の見直しを行った結果、収益性の低下が認められたことから、第3四半期連結会計期間において帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をもって測定しており、当該事業用資産の回収可能価額は正味売却価額によって測定しております。

第4四半期連結会計期間では、2025年3月6日開催の当社取締役会において当該事業用資産の一部を杭州豪悦護理用品股份有限公司へ譲渡することを決議し、当該譲渡資産については帳簿価額を譲渡価額まで減額しました。なお、譲渡資産に係る減損損失4,013百万円については、特別損失の「事業構造改善費用」に含めて表示しております。

また、譲渡対象外の残存する事業用資産については、譲渡契約締結に伴い資産のグルーピング及び事業計画が変更されたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。当該事業用資産の回収可能価額は使用価値によって測定しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを8.96%で割り引いて算定しております。

遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、その内訳は、建物及び構築物27百万円、機械装置及び運搬具298百万円、土地34百万円、その他9百万円です。なお、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額によって測定しており、主に売却見込額で評価しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本			剰余金	利益剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	配当準備積立金	海外資源開発準備金	別途積立金
2024年4月1日残高	53,884	52,871	1,458	54,330	5,621	3,032	800	10,000
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
当期純損失(△)								
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	—
2025年3月31日残高	53,884	52,871	1,458	54,330	5,621	3,032	800	10,000

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
	繰越利益剰余金	合計							
2024年4月1日残高	85,236	104,690	△2,860	210,044	6,130	—	6,130	216,174	
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当	△2,682	△2,682		△2,682				△2,682	
当期純損失(△)	△32,663	△32,663		△32,663				△32,663	
自己株式の取得			△0	△0				△0	
自己株式の処分			71	71				71	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)					△1,069	78	△991	△991	
当事業年度中の変動額合計	△35,345	△35,345	71	△35,273	△1,069	78	△991	△36,265	
2025年3月31日残高	49,891	69,344	△2,788	174,770	5,060	78	5,139	179,909	

(注) 百万円未満を切り捨て表示しております。

個別注記表

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - 2) デリバティブの評価基準及び評価方法 デリバティブ 時価法
 - 3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 商品、製品、原材料、仕掛品 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - 4) 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）による定額法
のれん 個別案件ごとに検討し、20年以内で均等償却
その他 定額法
 - (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - 5) 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
 - 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
 - 環境対策引当金 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理の環境対策に係る支出に備えるため、当該発生見込額を計上しております。
 - 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
 - 関係会社事業損失引当金 関係会社における事業損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、今後の損失負担見込額を計上しております。
 - 株式給付引当金 役員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

6) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

当社は、紙・板紙製品及び家庭紙製品の製造販売を主な事業内容としており、このような製品販売につきましては、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断しております。当該製品の引渡時点で収益を認識しております。取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート、インセンティヴ等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。また、これらの履行義務に対する対価は、顧客へ製品の引渡しを行った時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

7) 繰延資産の処理方法

社債発行費　　社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段　為替予約

　　ヘッジ対象　原材料輸入による外貨建買入債務

② ヘッジ手段　金利スワップ

　　ヘッジ対象　借入金

ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規則」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、ヘッジの有効性を評価することとしております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ並びに振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

10) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

当該法人税等の計上区分（評価・換算差額等に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を評価・換算差額等に加減しております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」に独立掲記しておりました「貸船に係る費用」は、金額的重要性が低下したことにより、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式及び関係会社出資金の評価)

当社は、市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金について、発行会社の財政状態の悪化により株式及び出資金の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、概ね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、関係会社株式評価損及び関係会社出資金評価損を計上しております。超過収益力を反映して取得した株式及び出資金に関しては、実質価額に当該超過収益力を加味しており、実質価額に超過収益力を加味する場合には超過収益力の減少の有無を判断しております。なお、超過収益力が減少したと判断される場合には、実質価額に当該減少を反映します。

超過収益力の減少の有無は、資産又は資産グループの事業計画に基づき判断しておりますが、当該事業計画は、将来の市場環境や経済状況等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、将来の計算書類において認識する金額に影響を与える可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した関係会社株式の金額は144,418百万円、関係会社出資金の金額は8,509百万円です。当事業年度末において、財政状態の悪化により実質価額が帳簿価額に比べて50%以上低下した場合に該当する関係会社株式及び関係会社出資金について、帳簿価額と実質価額との差額19,844百万円を関係会社株式評価損、18,347百万円を関係会社出資金評価損として特別損失に計上しております。

6. 追加情報

連結注記表「6. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

7. 貸借対照表に関する注記

1) 有形固定資産の減価償却累計額	721,921百万円
2) 保証債務	
次の各社の借入金等に対して債務保証を行っております。	
大王（南通）生活用品有限公司	4,346百万円
エリエール・インターナショナル・ターキーA.S.	0百万円
計	4,346百万円

3) 関係会社に対する金銭債権・債務

(1) 短期金銭債権	95,290百万円
(2) 長期金銭債権	18,673百万円
(3) 短期金銭債務	65,867百万円

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高の総額	435,511百万円
(2) 営業取引以外の取引による取引高の総額	3,108百万円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	2,300	0	47	2,253	(注)
合計	2,300	0	47	2,253	

(注) 当社は、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」を導入しており、当事業年度末の自己株式数には当該信託口が保有する当社株式868千株が含まれております。

(自己株式の変動事由の概要)

増加数0千株は単元未満株式の買取によるものです。

減少数47千株は「株式交付信託」に係る信託への売却によるものです。

10. 税効果会計に関する注記

1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産

貸倒引当金	1,240
賞与引当金	469
売上値引未払金	528
退職給付引当金	4,434
未払事業税	116
減損損失	2,344
投資有価証券評価損	603
投資簿価修正	2,265
関係会社株式評価損	14,875
出資金評価損	5,752
関係会社株式簿価修正	2,756
関係会社事業損失引当金	1,131
税務上の繰越欠損金	712
その他	1,359
小計	38,590
評価性引当額	△25,958
合計	12,632

繰延税金負債

未収還付事業税	△10
その他有価証券評価差額金	△1,927
その他	△195
合計	△2,132
繰延税金資産（負債）の純額	10,499

2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

1) 役員等

該当事項はありません。

2) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社EBS	東京都中央区	310百万円	紙・板紙製品及び家庭紙製品の仕入・販売	所有直接100.0%	役員の派遣	紙・板紙製品及び家庭紙製品の販売(注2)	83,163	売掛金	19,363
	ダイオーロジスティクス株式会社	愛媛県四国中央市	30百万円	製品の運送の請負	所有直接100.0%	役員の派遣	製品の運送委託(注3)	55,285	未払金	5,461
	大王（南通）生活用品有限公司	中国南通市	160百万米ドル	家庭紙製品の製造・販売	所有直接100.0%	役員の派遣	資金の貸付(注4、5、6)	11,602	関係会社長期貸付金(1年内回収予定含む)	22,440
							受取利息(注4、5)	1,027	—	—
	いわき大王製紙株式会社	福島県いわき市	100百万円	新聞用紙、段ボール原紙の製造	所有直接100.0%	役員の兼任	資金の貸付(注7、8)	17,797	関係会社短期貸付金	22,940
	ダイオーミウラ株式会社	東京都豊島区	310百万円	商業印刷物並びに出版印刷物の製造販売	所有直接100.0%	役員の派遣	資金の借入(注7、8)	2,292	関係会社短期借入金	9,395
	大津板紙株式会社	滋賀県大津市	30百万円	段ボール原紙の製造	所有直接100.0%	役員の兼任	資金の借入(注7、8)	12,631	関係会社短期借入金	12,827
関連会社	ダイオーペーパープロダクツ株式会社	静岡県富士市	30百万円	家庭紙、洋紙、紙加工製品等の製造及び販売	所有直接100.0%	役員の派遣	資金の借入(注7、8)	6,357	関係会社短期借入金	7,734
	東京紙パルプ交易株式会社	東京都中央区	50百万円	紙・板紙製品の仕入・販売	所有直接12.0%間接9.5%被所有直接1.0%	紙・板紙製品の販売等	紙・板紙製品の販売(注2)	38,526	売掛金	13,350

(注) 1. 議決権等の所有割合のうち、間接所有割合は連結子会社の所有割合です。

2. 製品の販売については、当事者間の協議のうえで決定した価格に基づいております。
3. 製品の運送委託については、当事者間の協議のうえで決定した価格に基づいております。
4. 資金の貸付については、当事者間の協議のうえで決定した利率に基づいております。
5. 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
6. 大王（南通）生活用品有限公司への貸付については、3,732百万円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において3,732百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
7. 資金の貸付・借入については、キャッシュ・マネジメント・システムに係るものであり、利率については当事者間の協議のうえで合理的に決定しております。
8. 資金の貸付・借入についての取引金額は期中の平均残高を表しております。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

13. 1株当たり情報に関する注記

1) 1株当たり純資産額	1,078円85銭
2) 1株当たり当期純損失	195円89銭

(注) 「株式交付信託」が保有する当社株式を、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、887千株です。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、868千株です。

14. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社です。